

白子町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

白子町教育委員会

目 次

- 1 計画の趣旨、現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・ 5
- 5 関連する取組、今後のフォローアップについて・・ 10

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

昨今、生活スタイルの考え方の変化、少子高齢化の進行、AIの飛躍的な進展等、社会の変化が目まぐるしく進み、子供たちを取り巻く環境も急激に変化している。そうした中で、子供たちが予測困難な社会を主体的に生き、社会の形成者として参加できるよう、多様な他者と協働しながら創造的に生きていくために必要な資質・能力を習得することと共に学校の改善・充実が求められている。

そのためには、これまで学校が果たしてきた役割を踏まえつつ、教職員のウェルビーイングを確保し、業務の質的転換及び、量的削減と精選を図るとともに、授業やその準備に集中できる時間や自らの専門性を高めるための研修の時間を確保できるよう環境の整備をするなど、学校における働き方改革を加速的に進めていく必要がある。

学校における働き方改革を推進していくことにより、教職員が心身ともに健康で心にゆとりを持ち、公私ともに充実した時間を過ごすことで自身の人間性や創造性を磨き、授業やその準備に集中できる時間や自らの専門性を高めるための研修の時間を確保することができる。その結果として、質の高い授業、質の高い教育活動の実践が可能となり、子供たちの成長に効果的な教育を持続的に行うことにより、子供たちの成長に多大な良い影響となり還元されることを見込まれる。

このような視点を持ち、「白子町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定する。

(2) 白子町の現状

○本町では、千葉県教育委員会が平成30年9月に策定した「学校における働き方改革推進プラン」の方針に合わせて、各校の働き方改革を推進してきた。教職員の時間外在校等時間は平成30年と比べると減少傾向ではあるが、千葉県が目標としている「条例等で定める勤務時間を超える在校時間が、1か月あたり45時間、1年当たり360時間を超えないようにする」について、依然として達成できていない教職員が存在する。

令和7年度の6月と11月の状況は以下のとおりであった。

＜小学校＞ 令和7年度6月と11月の時間外在校等時間の状況			
	平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
6月	43時間23分	48%	0%
11月	30時間10分	17%	2%

＜中学校＞ 令和7年度6月と11月の時間外在校等時間の状況			
	平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
6月	65時間41分	52%	31%
11月	61時間48分	47%	21%

○令和7年度の6月と11月の調査では、時間外在校等時間が45時間を超える割合が小学校で平均32.5%、中学校で49.5%と多くなっている。80時間を超える割合は中学校で平均26%であった。学習評価や成績処理等の事務処理をはじめ、学校行事の準備・運営、保護者からの過剰な苦情や要求等への対応などの業務の負担が大きくなっている。中学校ではさらに部活動の指導も長時間在校等の大きな要因である。学校と教育委員会との更なる協働体制の確立や学校内の教職員以外のスタッフとの連携等を推進することにより、教職員の業務に、また教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

○こうした現状を踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2 目標

○本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1か月時間外在校等時間が45時間以下の割合を令和8年度は80%、令和9年度は90%、令和10年度は100%とする。令和11年度は1か月時間外在校等時

間が30時間以下の割合を80%、令和12年度は90%とする。

- ・1か月時間外在校等時間が80時間以上の割合を令和8年度以降は0%とする。
- ・1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を令和10年度には30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和7年度の数値】

- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を2%まで減少させる。 【4.8%】
- ・ストレスチェックにおけるストレス反応が「高い」割合を7%まで減少させる。
【11.1%】
- ・ストレスチェックにおけるストレス要因の自覚レベルにおいて『業務の量と時間』で「強く負担を感じる」と回答する割合を18%まで減少させる。 【26.9%】
- ・ストレスチェックにおける『仕事に対する満足度』で「高い」「やや高い」と回答する割合を40%まで上昇させる。 【33.3%】

3 計画の期間

○令和8年度(2026年度)～令和12年度(2030年度)の5年間

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○白子町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

(イ)学校以外が担うべき業務

□登下校時の通学路における日常的な見守り活動等[3分類①]

- ・登校下校時については保護者、地域住民及び、教育委員会の防犯パトロール等の関係者が担う体制により見守り活動を実施する。

□放課後から夜間における校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

[3分類②]

- ・放課後から夜間における見回りについては、学校における自主的な見回りは原則として行わないこと。
- ・児童生徒が補導された時の対応については、保護者が第一義務的責任を有することを踏まえた上で、緊急の措置が必要な特別な場合を除き、学校による対応を行わないこと。

□学校徴収金の徴収・管理(公会計化等)[3分類③]

- ・給食費についてはすでに公会計化がなされている。その他の学校徴収金については、対象範囲や徴収手続き等の精査を進め、令和12年度を目途に公会計化を実現できるよう検討していく。

□保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事例へ

の対応[3分類⑤]

- ・保護者等からの苦情や要望については、教育委員会からの文書により学校だけでなく教育委員会に伝えるよう、保護者に周知することにより、教職員の対応の時間を削減する。
- ・各学校の職員室の電話機にアナウンス付きの録音機能を設置できるよう検討する。通話が始まる前に通話内容が録音されることを伝えることにより保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等を減らす。

(ロ)教師以外が積極的に参画すべき業務

□調査・統計等への回答[3分類⑥]

- ・学校でなければ回答できない内容については調査を依頼するが、教育委員会が回答できる内容については学校に依頼せずに、教育委員会で回答する。
- ・学校が回答する際、教職員の専門性に深く関わるものを除き、事務職員が中心になって回答する。

□学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理[3分類⑦]

- ・事務職員やスクールサポートスタッフ等が中心となり管理を行う(記事や文章については教職員が作成する)。

□ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 [3分類⑧]

- ・教育委員会の施設担当が中心になって保守・管理を行う。高い専門性が必要なものについては、民間委託業者に依頼をする。

□部活動 [3分類③]

- ・教育委員会が中心となり、部活動の地域展開を推進する。令和9年度からは土曜日、日曜日、祝日の休業日の部活動を原則として教職員が行わないものとする。

(ハ) 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

□授業準備 [3分類⑮]

- ・授業者の依頼を受けて、教材の印刷や授業で使用する教材の準備などをスクールサポートスタッフが行う。
- ・授業の題材、発問、学習形式、授業の流れのアイデア等の授業準備の際にアプリケーションや生成 AI を利活用する。

□学習評価や成績処理 [3分類⑯]

- ・成績処理における採点作業をスクールサポートスタッフが行う。
- ・生成 AI や自動採点システムを活用して、成績処理業務の軽減を図る。

□学校行事の準備・運営[3分類⑰]

- ・学校行事で使用する物品の準備等について、教職員と事務職員、スクールサポートスタッフが協働して行い、教職員の負担軽減を図る。

□支援が必要な児童生徒・家庭への対応[3分類⑱]

- ・各校に学習支援員、特別支援教育支援員を継続して配置し、授業支援にあたる。
- ・教職員とスクールカウンセラー、教育相談員、白子町要対協、長生地区スクールソーシャルワーカー等の関係機関が連携を密にとり、それぞれの支援の特徴を生かしたチームとしての支援を構築する。また定期的にケース会議を行い、現状の把握と新たな支援の方法を継続的に模索する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図る。

- ・校務支援ソフトや生成 AI の活用により、職員打合せや成績処理、点検等の校務を効率化し、「GIGA スクール構想の下での校務 DX チェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を75%にする。
- ・各学校に設置してある留守番電話での対応時間を原則として午後5時30分からとする。

- ・各学校の教育課程における年間総時間授業数や週当たり授業時間数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるように設定する。特に、標準授業時間数を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるように見直す。

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・各学校の教職員のストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果を活用する。また高ストレス者に対して医師による面接指導を実施する。
- ・1か月時間外在校等時間が80時間を超えた教職員に教育委員会による面接指導を実施する。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を校内に設置する。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・学校における一斉退勤日等を月に4日以上設定するように推進する。長期休業等の期間に約5日間の閉庁日を設定する。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、各学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、
毎年度、本町のホームページで公表するとともに、定例教育委員会会議及び総合
教育会議において報告することとする。
- ・教育委員会は、本計画の目標の達成状況と課題を確認し、各校への人的サポ
ート、物資的サポートの導入について検討する。
- ・学校での児童生徒等の支援にあたる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関
係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、各学校からの毎月の報
告により把握し、その他の目標については本町で実施しているストレスチェックの
結果から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らし合わせて課
題が見られるときは、当該学校に聞き取りや指導等を実施する。特に時間外在校
等時間が長時間となっている教職員がいる学校や業務の持ち帰りが課題となっ
ている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当
該学校に対する個別の支援と指導を実施する。